

外国における保管状況及び安全管理措置の内容等 (2024年12月現在)

項目	No.	国名	再委託状況	確認できる各国の法制度等	安全管理措置
個人データの取り扱いのある事業者の所在国	1	フランス	取扱企業が当社にとって再委託先となる場合を含む。	欧州連合 (EU) に居住している人の個人情報の処置や収集に関するルール (GDPR) があり、同域内に所在する対象情報の取り扱いに適用がある。日本国より広範な性質の情報を保護の対象とし、罰則の強度が高い等厳格なルールとなっている。	該当事業者における個人データの取り扱いについては、日本国の個人情報取扱事業者に対して要求される措置と同程度の措置が義務付けられることを内容とする契約を締結しています。 なお、該当事業者が当社にとって再委託先である場合は、委託先に対して、再委託先に上記同程度の義務を履行させることを義務付けることとしています。
	2	イギリス	(-)	No.1に掲載したGDPRの適用を外れるものの、GDPR49条により欧州委員会がデータ移転先として十分な保護態勢のある国として指定 (充分性認定) している。	
	3	インド	(-)	2023年に日本国の個人情報保護法に相当するルールの成立が確認できている。	
	4	アメリカ (ワシントン州) (バージニア州) (ネバダ州)	(-)	日本の個人情報保護法に相当するような包括的ルールは存在しないものの、医療や金融等の個別分野において相当するルールが存在する。企業による自主規制を主体とするものの同違反に対しては課徴金が課される場合がある等の制度的担保が用意されている。	
	5	アメリカ (イリノイ州)	(-)	No.4に加え、イリノイ州生体情報プライバシー保護法が存在する。	
個人データの保存があるサーバーの所在する国	6	イギリス	取扱企業が当社にとって再委託先となる場合を含む。	No.2と同じです。	同上
	7	インド	(-)	No.3と同じです。	

各国の法制度等についてはこちら (個人情報保護委員会HP) もご覧いただけます。→

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>